

郡山地方広域消防組合監査委員公表第1号

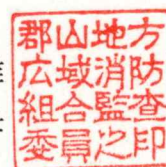
平成30年度定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づき監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成30年12月20日

郡山地方広域消防組合

監査委員 山本 邦雄
同 鈴木 義孝



平成30年度

定期監査の結果に関する報告

(監査期間 平成30年9月14日から平成30年12月20日まで)

平成30年12月20日提出

郡山地方広域消防組合監査委員

30郡広消監第26号

平成30年12月20日

郡山地方広域消防組合議会議長
郡山地方広域消防組合管理者

郡山地方広域消防組合

監査委員 山本 邦雄

同 鈴木 義孝

平成30年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第4項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づき定期監査を行ったので、法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成30年度 定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第4項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成30年4月1日から平成30年8月31日までに執行した郡山地方広域消防組合の財務事務

(2) 対象所属

消防本部 郡山消防署 田村消防署

ただし、財産管理事務については、次の所属を対象とした。

郡山消防署本署 郡山消防署熱海分署 郡山消防署大槻基幹分署

郡山消防署安積分署 田村消防署三春分署 田村消防署小野分署

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適切かを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 帳簿、書類等の突合

(2) 質問及び実査

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

ア 監査 郡山市監査委員室

イ 実査 郡山消防署本署 郡山消防署熱海分署 郡山消防署大槻基幹分署
郡山消防署安積分署 田村消防署三春分署 田村消防署小野分署

(2) 監査の期間

ア 監査 平成30年9月14日から平成30年12月20日まで

イ 実査 平成30年11月1日 郡山消防署本署 田村消防署三春分署
田村消防署小野分署

平成30年11月20日 郡山消防署熱海分署 郡山消防署大槻基幹分署
郡山消防署安積分署

第2 監査の結果

監査した結果は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき軽微なものについては、口頭で措置を促した。